

制定日	2019.05.13
改正日	
文書番号	301

同業他社との接触ルール

目的

「競争法関連法令」を遵守する！

「競争法関連法令」とは、日本の独占禁止法、刑法、不正競争防止法、下請代金支払遅延等防止法、不当景品類及び不当表示防止法、及びその他の国または地域の競争行為に関する法令・規則等。(名称の如何を問わず、これらの内容に準ずるものを含む。)

接触とは

- (1) 競争者への訪問、競争者の来訪、電話・FAX・電子メール等での連絡。
- (2) 顧客先での打合せ等における競争者との同席。
- (3) 競争者も加入する社外団体活動への出席。
- (4) 顧客が主催し、競争者も加入する会(納入業者の集い、安全協議会、懇親会、ゴルフ会等)への出席。

注意

× 情報交換NG

価格・受注予定者・受注意欲・営業活動実績・分割又は配分の申し合わせの情報交換等

○ 情報交換OK

学術的・技術的な事項に関する情報交換、環境問題対策、地域社会への貢献活動に関する情報交換、立法や行政の動向についての情報交換等

注目

「競争法関連法令」違反に該当する話題が出た場合、手順に従い対応願います。

手順①

会話の中断を申し入れる。

手順②

拒否する態度を示し、拒否する姿勢を強く印象付ける。

手順③

速やかに退席する。
電話の場合は、丁重に切る。

手順④

書面に記録。

手順⑤

上長(部長相当職)へ報告。

手順⑥

コンプライアンス委員長へ報告。



無言は、受け入れの意思があると判断されます！

まとめ

- 同業他社との接触は、不正行為の疑い又は不適切な会話に関与するリスクがあることに注意しましょう。
- 「競争法関連法令」違反をしているとの疑念を持たれることを回避する為に当社が関わっていないことを記録に残し、証明できる様にしましょう。

